

会長	副会長	専務	常務	局長	担当					当 係
					部長	次長	課長	係長	係	

犯安会第235号

平成23年11月17日

鹿児島県犯罪のない安全で
安心なまちづくり県民会議
構成団体の長殿

鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議

会長（鹿児島県知事）伊藤 祐一郎

（公印省略）



23.11.21

付

平成23年度「年末年始の地域安全運動」の実施について（通知）

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進については、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本年10月末現在の県内における犯罪の発生件数(刑法犯の認知件数)は、8,866件と前年同時期に比べ、664件の減少となっているものの、銃器等使用の殺人や強盗事件などの凶悪犯罪が後を絶たず、依然として県民が治安の回復を実感するには至っていない状況です。

また、振り込め詐欺の被害についても、10月末現在、被害件数14件、被害総額約2,422万円と前年同時期に比べ、被害件数は16件の減少となっているものの、被害総額は約880万円の増加となっており、依然として被害が後を絶たない状況にあります。

このような状況下において、当県民会議では、年末年始における事件・事故の発生を未然に防止することを目的として、下記のとおり「年末年始の地域安全運動」を実施いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、警察をはじめとする関係機関・団体等との連携を図り、効果的な運動の推進に努めてくださるようお願い申し上げます。

なお、本運動のチラシを送付いたしますので、広報活動等に御活用ください。

記

1 運動期間

平成23年12月10日（土）から平成24年1月10日（火）までの間

2 運動の重点

- (1) 県民の身近で発生する犯罪被害の防止
- (2) 子どもと女性の犯罪被害の防止
- (3) 暴力団排除活動の推進

【事務局・問い合わせ先】

県生活・文化課 くらし安全係

担当 内

電話： 099-286-2523

FAX： 099-286-5537

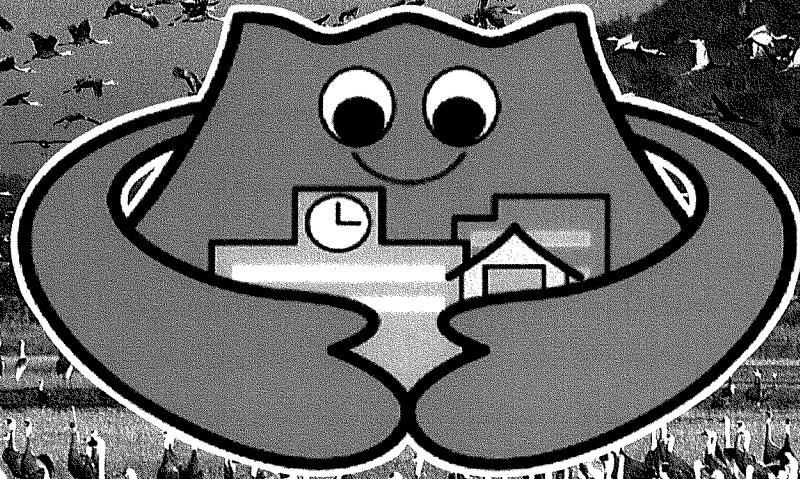
平成23年度

年末年始の地域安全運動

毎月十一日は

「地域安全推進の日」

12/10(土)～1/10(火)



～日本一犯罪の少ない鹿児島づくり～

運動の重点

● 県民の身近で発生する犯罪被害の防止

- 1 「鍵かけ・環境づくり」運動の展開(住宅対象侵入犯罪、乗り物盗対策)
- 2 「万引きは犯罪である」運動の推進(万引き対策)
- 3 「二つの約束、二つのキャッチフレーズ」運動の展開
(振り込め詐欺対策)



● 子どもと女性の犯罪被害の防止

- 1 下校時等の見守り活動の推進(子どもの犯罪被害対策)
- 2 「いかのおすし」の励行(子どもの犯罪被害対策)
- 3 「性犯罪被害防止6則」の徹底(女性の犯罪被害対策)



● 暴力団排除活動の推進

- 1 「暴力団排除活動の推進に関する条例」の周知・啓発
- 2 「暴力団追放三ない」運動の実践



鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議

重点1 県民の身近で発生する犯罪被害の防止

① 「鍵かけ・環境づくり」運動の展開（住宅対象侵入犯罪、乗り物盗対策）

- ・「鍵かけ」運動 住宅の鍵かけ（戸締まり）、自転車など乗り物の鍵かけ（二重ロック）
- ・「環境づくり」運動 周囲からの見通しの確保等による住民の目が届く環境など

② 「万引きは犯罪である」運動の推進（万引き対策）

- 万引きが増加しており、少年から高齢者までの各層に犯行が広がっています
・「たかが万引き」という万引きを軽視する風潮を改め、万引きをさせない社会気運を高めましょう！

③ 「二つの約束、二つのキャッチフレーズ」運動の展開（振り込め詐欺対策）

—「二つの約束」運動 —

- 家族だけが分かるサイン（合い言葉）を取り決める！
- 不審な電話等があったら、110番通報！



—「二つのキャッチフレーズ」運動 —

- 有料サイト 突然請求 無視して相談（架空請求詐欺対策）
- 融資します その前に金送れば 振り込め詐欺（融資保証金詐欺対策）

重点2 子どもと女性の犯罪被害の防止

① 下校時等の見守り活動の推進（子どもの犯罪被害対策）

子どもへの声かけ・つきまとい事案の発生時間は、午後3時から午後6時までの下校時間が約7割を占めています！

- ・「見守り」活動 防犯ボランティア団体等の地域住民による見守り活動など

② 「いかのおすし」の励行（子どもの犯罪被害対策）

「いかのおすし」の励行で、子どもたちに危険を回避することを教えましょう！

いかない のらない おお声でさけぶ すぐにはげる しらせる

③ 「性犯罪被害防止6則」の徹底（女性の犯罪被害対策）

—「性犯罪被害防止6則」—

- ・ 夜道の一人歩きは避け、遠回りでも人や車の通りのある明るい道を利用する！
- ・ 歩行中の携帯電話や音楽機器等に気をとられない！
- ・ 外出する時は、防犯ブザー等を携帯する！
- ・ 自宅に入る時は、周囲を確認してからドアを開ける！
- ・ 自宅に入ったら、靴を脱ぐ前に施錠をする！
- ・ 訪問者に対しては、名前や用件を確認してから自宅ドアを開ける！



重点3 暴力団排除活動の推進

① 「暴力団排除活動の推進に関する条例」（平成22年4月1日施行）の周知・啓発

★ 条例の主な内容

- ・ 暴力団排除活動の推進に関する共通の認識と連携を図るために基本理念
- ・ 県、県民、事業者、不動産所有者等の責務
- ・ 暴力団事務所の開設の防止、暴力団排除活動を実施するもの等に対する支援及び安全対策

② 「暴力団追放三ない」運動の実践

暴力団を恐れない！

暴力団に金を出さない！

暴力団を利用しない！